

条	改定前	条	改定後

条	改定前	条	改定後
	<p>「登録期間」 株式会社日本信用情報機構 ①申込み情報:照会日から6ヵ月以内 ②本人を特定するための情報:以下の③又は④の情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) 株式会社シー・アイ・シー ①本契約に係る申込みをした事実:照会した日から6ヵ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内 ③債務の支払いを延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年間 (当社が加盟する個人信用情報機関) 下記の1及び2の機関は相互に提携しています。 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) <a href="https://www.jicc.co.jp/">〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1</a> TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> ※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (加盟先機関と提携する個人信用情報機関) 全国銀行個人信用情報センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 *開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>		<p>「登録期間」 株式会社日本信用情報機構 ①申込み情報:照会日から6ヵ月以内 ②本人を特定するための情報:以下の③又は④の情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) 株式会社シー・アイ・シー ①本契約に係る申込みをした事実:照会した日から6ヵ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内 ③債務の支払いを延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年間 (当社が加盟する個人信用情報機関) 下記の1及び2の機関は相互に提携しています。 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) <a href="https://www.jicc.co.jp/">〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館</a> TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> ※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (加盟先機関と提携する個人信用情報機関) 全国銀行個人信用情報センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 *開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>
第6条～第7条		第8条～第9条	
第8条	<p>(個人情報利用停止の申出) 会員等は、いつでも、第2条の目的による個人情報の利用(第13条による会員等のeメールアドレス及びSMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての携帯電話番号に対する広告送信を含みます。)の停止、消去、第3条(1)に基づく第三者提供の停止又は第3条(2)に基づく同項①の目的での共同利用の停止(以下「利用停止等」といいます。)を申し出ることができるものとし、その場合には、当社は、速やかに当該目的での利用停止等の措置を取るものとし、但し、法令に基づく場合、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りでないものとし、</p>	第10条	<p>(個人情報利用停止の申出) 会員等は、いつでも、第2条の目的による個人情報の利用(第15条による会員等のeメールアドレス及びSMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての携帯電話番号に対する広告送信を含みます。)の停止、消去、第3条(1)に基づく第三者提供の停止又は第3条(2)に基づく同項①の目的での共同利用の停止(以下「利用停止等」といいます。)を申し出ることができるものとし、その場合には、当社は、速やかに当該目的での利用停止等の措置を取るものとし、但し、法令に基づく場合、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りでないものとし、</p>
第9条～第10条		第11条～第12条	
第11条	<p>(お問合せ窓口) (1)会員等は、第6条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して当社所定の書面を当社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、当社所定の手数料を支払うものとし、会員等が当社所定の前記手続に従わない場合には、当社は、会員等の開示請求を受け付けられない場合があります。 (2)会員等は、第6条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第8条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとし、 (3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、当社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求められることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)及び、印鑑証明書等(それらの写しを含む)並びに実印)の提示を求められることができるものとし、会員等はこれに応じるものとし、 (4)本条の各請求の具体的手続等については、当社ホームページ <a href="http://shinseifinancial.co.jp">http://shinseifinancial.co.jp</a> をご覧下さい。</p>	第13条	<p>(お問合せ窓口) (1)会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して当社所定の書面を当社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、当社所定の手数料を支払うものとし、会員等が当社所定の前記手続に従わない場合には、当社は、会員等の開示請求を受け付けられない場合があります。 (2)会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第10条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとし、 (3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、当社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求められることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)及び、印鑑証明書等(それらの写しを含む)並びに実印)の提示を求められることができるものとし、会員等はこれに応じるものとし、 (4)本条の各請求の具体的手続等については、当社ホームページ <a href="http://shinseifinancial.co.jp">http://shinseifinancial.co.jp</a> をご覧下さい。</p>
第12条～第13条		第14条～第15条	

条	改定前	条	改定後
	<p>●個人情報保護管理者  <a href="#">業務管理本部長</a></p>		<p>●個人情報保護管理者  <a href="#">業務管理部長</a></p>
	<p><a href="#">2018年6月21日</a>改定</p>		<p><a href="#">2019年6月27日</a>改定</p>
	<p>(<a href="#">当社加入</a>指定紛争解決機関)          当社が<a href="#">加入</a>する指定紛争解決機関は以下のとおりです。          〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15          日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター          TEL: 03-5739-3861</p>		<p>(指定紛争解決機関)          当社が<a href="#">契約</a>する<a href="#">貸金業務にかかる</a>指定紛争解決機関は以下のとおりです。          〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15          日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター          TEL: 03-5739-3861 <a href="#">または0570-051-051</a></p>

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第 5 条	<p><b>(カード及び ID の使用制限)</b></p> <p>(1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めるときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。</p> <p>① 会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、② 本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③ 退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④ カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤ 住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥ その他本規約のいずれかに違反したとき</p> <p>(2) 本条(1)に基づき当社がカード及び ID の使用を停止した又はカードを失効させた場合、会員は当社の請求があったときは速やかにカードを当社に対して返却するものとします。</p>	第 5 条	<p><b>(カード及び ID の使用制限)</b></p> <p>(1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めるときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。</p> <p>① 会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、② 本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③ 退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④ カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤ 住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥ <b>当社が第 16 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑦ 第 16 条の 2 に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧ 本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨ 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑩ その他本規約のいずれかに違反したとき</b></p> <p>(2) 本条(1)に基づき当社がカード及び ID の使用を停止した又はカードを失効させた場合、会員は当社の請求があったときは速やかにカードを当社に対して返却するものとします。</p>
新設	なし	第 16 条の 2	<p><b>(取引内容の確認)</b></p> <p>当社が、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。</p>
	2017 年 12 月 1 日改定		2019 年 6 月 27 日改定
	<p>(当社加入指定紛争解決機関)</p> <p>当社が加入する指定紛争解決機関は以下のとおりです。</p> <p>〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター</p> <p>TEL: 03-5739-3861</p>		<p>(指定紛争解決機関)</p> <p>当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は以下のとおりです。</p> <p>〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター</p> <p>TEL: 03-5739-3861 <b>または0570-051-051</b></p>